

## ロシア連邦によるウクライナ侵攻の即時停戦及び撤退を求める抗議決議

去る2月24日にウクライナへ軍事侵攻したロシア連邦は、各都市で軍事作戦を展開し、民間人を含む多くの人々が犠牲となっている。

国連常任理事国であるロシア連邦による軍事侵攻は、国際法に違反し、さらに武力による威嚇及び武力による国際紛争を禁じる国連憲章に反する行為であり、国際社会の秩序を乱す侵略行為として強く非難するとともに、このような自国主義を押し進める軍事行動が紛争問題を抱える国々の前例となり、自国主義を迫及した武力行使が広く世界に波及することを強く憂慮するものである。特に国境に隣接する離島を抱え、広大な領海を有する本県が、不測の事態に巻き込まれることを強く懸念するところである。

よって、うるま市議会は、さきの大戦がもたらした被爆や地上戦による先人の苦難と教訓をもとに、我が国と世界における平和と発展に資するため、ウクライナの主権及び国民の命が失われている事態を憂慮し、国際法にのっとり国際社会の結束と協調による早期解決を求めるとともに、ロシア連邦が即時停戦のうえウクライナからロシア軍を即時撤退することにより、世界平和を担う常任理事国としての義務を果たすことを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月17日

沖縄県うるま市議会

あて先

ロシア連邦大統領、駐日ロシア連邦大使